

*連載 「脱・中央依存」—自立へのシナリオ③

地域内「循環型経済」による自立・振興は可能か

—「現場ありき」で補助金を活用・長野県栄村—

福田 志乃 地域経営コンサルタント(地域政策プランニング代表/日本工営㈱技術嘱託)

介護保険料が下がる村とは？

長野県の市町村の中で、唯一、二〇〇二年度より〇三〇五年度の第一号被保険者(六十五歳以上)の介護保険料が下がった自治体がある。人口は約二千七百人(〇三年三月現在)、高齢化率は41%という栄村だ。東京から列車の場合、上越新幹線に乗って新潟県の越後湯沢駅まで行き、そこからローカルなバスに乗り換えて小一時間、農村や山の風景を眺めながら向かう山村である。

介護保険は、二〇〇〇年に制度が施行されて四年目になるが、この春、都市部も農山村部も全国自治体で軒並みに保険料が上昇し、自治体間の保険料格差は広がった。四十歳代以上から徴収する第二号介護保険料の負担対象を二十歳代にまで引き下げるといった議論も始まっている。高齢社会の本格的到来が、自治体財政や国民負担に与える影響が改めて浮き彫りになったと言ってよい。

長野県下の九十七ある市町村でも、栄村を除いた九十六の市町村が介護保険料をアップした。こ

れまでの保険料が年二万三千四百円だったものを一気に三万七千二百円に引き上げた(伸び率59%)。自治体もあれば、県内最高の四万七千九百円に達した自治体もある。県内平均は、これまでの保険料が二万八千五百二十二円、現行が三万八千八百六十七円なので、実額で約一万円、伸び率で38%という大幅な負担増となった。そんなご時世に、栄村は二万三千六百円を二万三千四百円に、わずかも引き下げるといふ至難の業をやったのけた。その背景には、地方の小さな町村が「自立」するための『基本的な哲学』が、やはり、存在していたのである。

「顔見知り」故の精神的抵抗を和らげる

小さな村だから、昔ながらの互助的な地域コミュニティが存在している……というのは、どうもよそ者の勘違いらしい。山村ですら、「顔見知り」故に、近所の人々に老後の自分を看てもらうなど、みっともない、できれば「お金」で解決したい、と思ってしまう。

「一九八〇年代まで無医村だった時は、大雪の中、急性盲腸の村民をみんなて橋を引いて運んだ。二十年前の話なのに、村民の意識は変わった」。

こうした村民の、身近なコミュニティへの「精神的抵抗」を打ち破ることが、介護保険制度と向き合う基礎自治体には欠かせないと、八八年に就任した高橋彦芳村長は考えた。栄村は半年の積雪が三倍以上の豪雪地。冬場は除雪車も通れないほど雪が深くなるという、介護施設に通うとか、介護車が見回るといふ行為自体が困難な山村だ。

そこで、①高齢者が「生き甲斐」を持ち、介護を必要とするような病気にかからないこと(心身の健康づくり)②「下駄履き」で真夜中でも雪の中を駆け付けられる範囲で、地域で高齢者を見守る(コミュニティによる二十四時間態勢の在宅介護体制)——という理念を掲げ、「げたばきヘルパー制度」を介護保険制度施行と同時に実行したのだった。

「年寄りになっても、この村で暮らそう」「地

図表3-1 サービス別登録状況

サービス内容	登録人数
デイサービス	49
ショートステイ	30
ホームヘルプサービス	34
配食サービス	32
安心コールサービス	61
合計	206

域福祉のために、ヘルパーのライセンスをみんな
で持とう」という村長の呼び掛けは、わずか三年
間で形となった。三十一ある集落ごとに二、三人
のヘルパーを配置し、ヘルパー一人当たり人口十
六人、戸数六戸を受け持つ。さらに三十一集落は
八チームに大括りされて勉強会や情報交換を行い、
安心コールや配食サービス、ホームヘルプサービ
ス、デイサービス、ショートステイを実施する。
○三年五月現在では、村民のうち百六十人が、介
護福祉士の二級および三級のライセンス(百三十
時間の研修が必要)を持ち、百十八人が実際に登
録して活動するまでになった。提供するサービス

別の登録人数を図表3-1に示すが、五十歳代を
中心に地域福祉に誇りを持ち、それをまた生き甲
斐とする女性たちが確実に増加している。

もちろん、ヘルパーの各種活動には社会福祉協
議会から賃金が支払われ、ボランティアではなく
「地域福祉のプロ」として、ヘルパーの誇りを守る
仕組みが確立していることも見逃せない(図表3
-2、4頁)。図表3-3(4頁)にヘルパーの
活動と賃金(の計画)を示すが、例えば、配食サ
ービス一個当たり三百円、ホームヘルプ一時間当
たり二千二百五十円、安心コール(高齢者世帯向
け)一回当たり、電話は二百円、訪問は五百円が
きちんと支払われている。

○三年四月現在、一人暮らしの高齢者数(六十
五歳以上)は百三十六人、二人暮らし世帯数も百
八十一戸に達し、要介護認定者が百七人、在宅寝
たきり高齢者も七人になった。このような状況下
で、村独自の介護・福祉の地域サービスシステム
を築き上げ、村民の温かい協力もあって、栄村は
介護保険料引き下げに、成功したのである。

独自の福祉と雇用政策をセットで実現

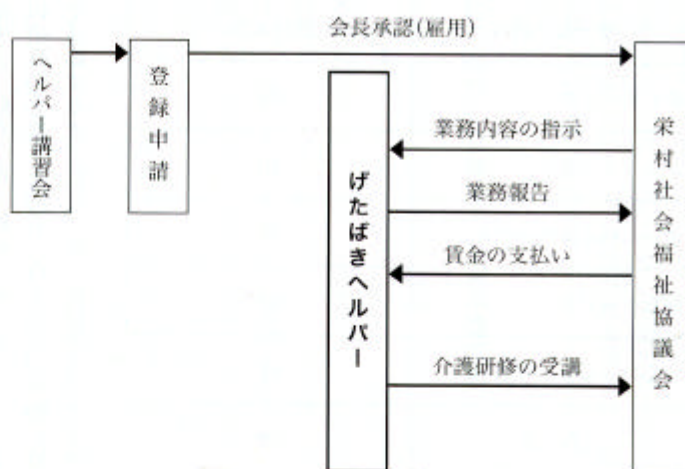
栄村の高齢化と過疎化が進行し始めたのは、七
○年代半ばだ。高齢化の進行と若者流出によって、
深い雪に包まれる十二月から三月までの間、自力
での住宅屋根の雪下ろしや排雪が困難になり、大
雪の中に取り残される高齢者世帯の問題を生んだ。
豪雪地では、一軒で年に十回ほどの雪下ろしを余

儀なくされる。そこで村は、七七年に「雪害対策
救助員設置要綱」を制定し、村の非常勤特別職員
として雪害対策救助員を年ごとに十六人(五班、
班長五人)雇用し始めた。栄村では、農業者や建
設業者が冬場には働き口を失い、出稼ぎに行くこ
ともあり、季節的な「地域のために働く準職員」
のアイデアは、地域福祉と雇用対策という一石二
鳥の効果を生むことにもなった。

ただし、雪下ろしは、単に「自分でやりたくな
いから……」という個人的なわがままで回避でき
るものではなく、この制度の運用には厳しいルー
ルがあることに注目したい。まず、雪下ろしの依
頼(申請)をした世帯の実情は、民生委員会によ
り審査される。「雪下ろしの能力なし」と判断さ
れた世帯は無償となるが、「他の土地に扶養義務
者がいる」と判断された世帯は「受益者負担」を
しなければならぬ(一時間当たり①雪下ろし作
業員千四百四十円②スノーロータリー作業員千五
百円③ブルドーザー作業員三千円)。

雇用の点からは、救助員には日当一万一千五百
円(班長は一万二千円)が支払われ、最低五十日
分の支払い(対象期間約四カ月で五十七万五千
円)は保証される。豪雪で人手が不足したときは、
さらに補助員を応急雇用(日当一万一千五百円)
する。○一年度にこの制度を利用した高齢者等世
帯は、全世帯の二割弱に当たる百七十二戸に上る
が、うち、「無償で可」と判断された世帯は五十
五軒で、残りの世帯は有料で雪下ろしの行政サー

図表3-2 「げたばきヘルパー」のシステム



ビスを受けている。ちなみに、同年度の雪害救助の経費は総額で約千二百万円。無料分の二百万円は長野県の雪害救助員派遣事業補助金を活用しているが、国や県の補助金行政も、このように「地域の実情」に適合した真に必要と認められる支援には、柔軟な運用を認めてほしいものである。

“身の丈”に合った手作り公共事業

国の補助金については、小泉内閣の「三位一体

図表3-3 2003年度計画

サービス内容	日数(時間)	賃金見込み額(円)
デイサービス	192	914,000
ショートステイ	440	3,478,000
生きがいセンター	149	2,587,000
ホームヘルプサービス	2,400(時間)	4,501,000
配食サービス	1,200(個数)	360,000
安心コールサービス	365(毎日)	805,000
	合計	12,645,000

改革」で今後三年間で四兆円の縮減という目標が示されたが、公共事業の補助金には無駄が多いとの批判は少なくない。国の採択基準に合わない小規模の公共事業をあえて国の採択基準並みの大規模事業に仕立てて多額の補助金を貰うか、身の丈に合った小規模事業を自治体の独自財源で頑張って実施するかは、国民的な関心になりつつある。自治体運営や地域経営全体に影響を及ぼす補助金問題を指摘してきた筆者にすれば、主要メデ

ニアの反応は五十年遅れていると文句も言いたいが、その補助金問題を解決するための「自治体側の姿勢」として、今、最も注目を集めているのが、十年以上も前から国の補助金に頼らない栄村独自の公共事業だ。ここでは、栄村の独自の公共事業のやり方を三つ紹介する。手法のみならず、ほとんどの市町村が国や県に「No!」と言えなかつた時代から「No!」と言ってきた村の「哲学」や「知恵」を、ぜひ学んでいただきたい。

その1 棚田を農家自らが平らに

八九年、村は国の圃場整備の補助金を入れず、村単独で中山間地の小さな棚田二、三枚を「手作り」で一枚に整えていく事業に踏み切った。八〇年代後半は自由化政策が進み、減反による転作で全国的に米作りの意欲が減退。農業者の高齢化もあつて中山間地(斜面地)の水田が荒れ始めていた。通常ならば、国の圃場整備事業として大掛かりな換地や造成工事を行い、機械の大型化に合わせて田んぼも大規模化・共同経営化するのが「常識」だった。しかし、高齢化が進む一軒一軒の農家が機械化作業をしやすくすることが目的なのであり、そのための水田改良とは規模を「国規格にする」ことではない……と、栄村は十坪当たり二百万円のコストという国の補助事業を横目に、「十坪当たり四十万円以下」という破格の条件で、地域の実情に合った「田直し事業」を創設した。当時、長野県下で減反政策に従わなかつたのは、栄

村だけだった。

実は、この「四十万円」の設定にも、何ともユニークなこだわりがある。事業費は村と農家との折半(五対五)としたため、農家には最大二十万円の受益者負担がかかる。岡山農業開発公社から無利子(五年償還)で融資を得た場合、農家は一年間に米二俵分(四万円)ずつ返還すればよいというのが根拠なのである。

田直し事業は、水田の圃場整備のことだが、正確に翻訳すると「オペレーター付き機械リース契約による村の直営事業」となる。かつて建設会社の基盤整備土木技術者だった人材(村民)に、村の農地改良の施工を任せただけだ。

作業の手順は、

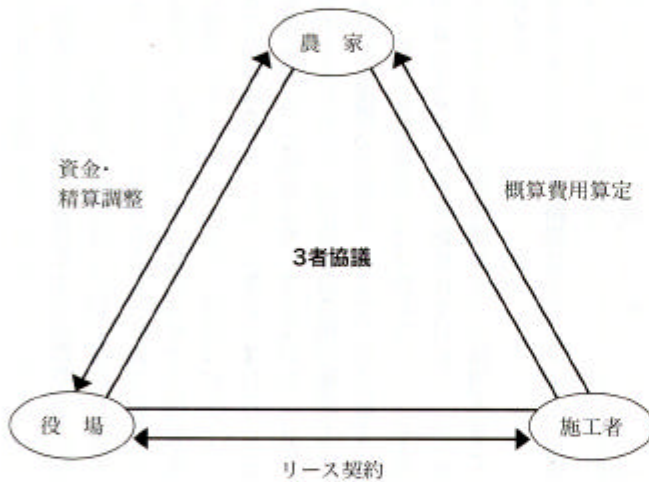
①大型重機を持っている施工者(オペレーター)と農家が、現場で自分たちの目と手で将来の農地の青写真を設計する。

②オペレーターが概算費用を算定し、「機械付きオペレーター」として村と時間単位でリース契約する。

③農家と村は費用を折半し、資金・精算の調整を行う。村は、農地改良作業には口を出さない。

……という、極めてシンプルな流れである(図表3-4)。また、栄村の農地改良では、土木会社が形式的に行う測量や図面設計は必要ない上、養分の多い表土を保管しておき、整備後に表層に掛け戻すといったキメ細やかさもある。「現場の知恵」とやる気次第で、いくらでも身の丈に合

図表3-4 田直し事業の仕組み



った上に「質の高い」公共事業ができることを、村は証明したのであった(図表3-5 116ページに事業開始から現在までの田直し状況)。

こうして手作りでできた農地は、農家自身も大切に使い、田直し事業開始後は、遊休農地も減少。若手農業者が大型機械にチャレンジするなど、農家の意識に変化が表れ始めた。これこそが、事業のいちばんの評価ポイントと言えるのだろう。今では、集落ごとに育苗や田植え、刈り取り等の農作業共同化を自主的に進める「地域営農集団」が

七つもでき、栄村の農家・農業は着実に成長しつつある。

その2 家屋の実情に配慮した下水道

トイレは、誰もが水洗にしたい。生活排水は河川の水を汚し、自然環境破壊につながるという観点からも、下水道整備は重要課題だ。しかし、下水道整備は大規模幹線なら建設省(当時)、農業集落単位(中規模)なら農水省、個別家屋の合併処理浄化槽なら厚生省(当時)の補助を受けることになる。当初、栄村でも中規模な事業を実施して農水省の補助金を入れ、共同溝と処理場を整備する選択肢も考慮した。しかし、戸当たり一千万円、百二十戸で十三億円という施設が「本当に必要か？」が問われた。田直し事業でも施工技術者がいたように、実は栄村には土木技術者や大工、左官職人、電気関係者など、探せば多くの職業人が住んでおり、「もはや、都市の会社に依存する時代ではない」と考えた高橋村長は、職人たちを集め、「有限会社 環境さかえ」の設立を促した。

問題は、合併処理槽の設置は家の改築を伴うこともあり、村民が自己負担をしてまでやるかということだった。厚生省の補助金を個人で受けて、本体工事費用も水道工事費用も屋内改造費用も全額自己負担ということでは整備はなかなか進まない。合併処理槽は、維持管理も村民自らがしなければならぬ。そこで村は、①合併処理槽設置費用の九割は村が負担、一割は個人負担②水道工事

費と屋内改造費は全額個人の自己負担③設置後の維持管理費用の個人負担は年三千円とし、村の責任で年二回の定期点検を実施④その代わり、厚生省の補助金は一括して村が申請し、プールする(各戸の申請手続きを軽減)……というインセンティブを設けた。高齢になると維持管理を怠り、せっかくな処理槽を設置しても意味がなくなる可能性を先読みしてのことでもあった。

こうした国の補助金の独自運用は、法的に認められてはいないが、違法という根拠もない。「げたばきヘルパー制度」で県単補助金を活用したように、栄村がゼロベースで考え出した仕組みに、国の補助金を有効に生かしているのである。九六年に始まったこの制度で、村の合併処理槽普及率はやつと45%に達した。

余談であるが、この事業での発注は、もちろん競争入札方式だ。しかし、村民たちによる「環境さかえ」が、一軒一軒の家庭の実情に合わせて低コストで浄化槽を設置するため、他地域の会社が参入するメリットは、どうもなさそうである。

その3 「望み通りの使いやすい道

昨今の道路改良における国の補助金へのアンチテーゼとして、最もマスコミに取り上げられるのが、栄村の『道直し事業』だろう。栄村では、村長も職員も、先に述べた『田直し事業』の手法は小規模な道路事業にも展開できるとの確信を強めていた。村の道路行政としては、冬場の除雪作業

が「限りなく集落に近い所まで」できること、即ち、除雪車が進入できる最低限の道路整備が課題だった。豪雪地帯の除雪は、早朝三時から七時半頃までに行わなければならない。長野市から六十分も離れた栄村では、七〇年代にやつと国道や県道に除雪車が入った。集落内の道路は村民がカンジキで踏み固めてきたが、高齢化の進行により各家庭の「雪踏み」も困難になってきていた。だが、除雪車を入れるための道路を作る国の補助事業は、あまりに大規模で高額だ。そこで、長さ百〜二百メートルの「身の丈サイズ」の道路確保を目指し、九三年、「道づくり専任」の臨時職員を六人採用することに決めた。

事業の進め方は、①路線は住民が決定し、用地交渉も住民が話し合いで決める②申請のあった道路について、村の実施計画で向こう三年間の優先順位を決める③地主と関係者と村で工事着手前の現地調査・施工方法を協議する④必要な箇所みの測量と工事実施(設計書を作成せず、測量・設計コストを削減)⑤工事終了後、道路と民地の境を地主立ち会いで確認

図表3-5 これまでの田直し状況

年度(平成)	ほ場整備	受益戸数
元	131枚→40枚 2.3ha	27
2	100枚→40枚 3.3ha	46
3	139枚→38枚 3.0ha	41
4	145枚→54枚 2.9ha	29
5	116枚→39枚 2.8ha	30
6	99枚→38枚 4.0ha	27
7	85枚→30枚 3.1ha	26
8	64枚→25枚 2.9ha	26
9	55枚→20枚 2.2ha	24
10	62枚→27枚 1.9ha	30
11	53枚→19枚 1.0ha	34
12	81枚→37枚 2.6ha	29
13	46枚→15枚 2.2ha	27
14	75枚→28枚 2.4ha	33
累計	1,251枚→450枚 36.6ha	429

(杭打ち、測量と用地買収)⑥生コン等の原材料の支払いを終わらせ、地元負担金を算出・徴収……という、実に独特な手順である。工事は春から秋に限られ、十二月の積雪の前には終わらせる(年をまたがない)のが原則だ。

コスト面では、通常の路線測量、用地測量、用地買収、図面設計、工事発注の経費が、丸々、削減できる上、原材料費も一平方メートル当たり四千円弱と、補助事業の三分の一から四分の一程度で済んでいる。

目下、計画の80%まで整備が終了したが、田直し事業の時と同様、村民の道に対する愛着や責任感が高まって、清掃にも心を配り、大切に使う、役場の責任にしない(安易な苦情を言わない)などの「数字にならない成果」が出ている。これこ

そが、村のいちばんの財産となつていゝるのかもし
れない。

「循環型経済」への評価と課題

現在、筆者自身もいろいろな市町村の現場に人
り、「地域経営」専門家の立場から協力している
が、全国の小さな町村における最大の課題はやは

り経済的な自立と地域振興だろう。市町村合併も
町村の自立・振興が困難故の苦渋の選択である。
たとえ、「合併しない宣言」をし、歳出をぎりぎ
りまで切り詰めたとしても、もつかる地域産業
を有し、自立できる税財源を確保できるところは
少ないだろう。この状況に、さらに過疎化や高齢
化が、向かい風となり、農山村や離島での「心豊

アプローチの仕方



話「若者の座り込み」が条例規
制され、活動員が街頭に立つ日は
そう遠くないような気がする。

繁華街の交差点。くわえたばこ
の若者に中年男性が近づき、にこ
やかに声を掛ける。若者は淡々と
たばこを口元から離し、差し出さ
れた携帯灰皿でもみ消した。中年
男性は福岡市が警備会社に委託し
た「歩行喫煙防止活動員」。同市
では、路上喫煙をしないよう市民
に努力義務を課す「モラル・マナ
ー条例」が八月から施行されてお
り、こうした光景が街中で見受け
られるようになった。

代田区。その後、同様の条例が各
地で生まれていくと聞く。非喫煙
者として歩きタバコには迷惑して
いるが、条例規制については「何
だか、変だ」との気持ちがいまだ
付きまとう。そもそも、モラルや
マナーは条例で規制すべきものな
のか、と。

福岡市のモラル・マナー条例は、
既存の七つの条例を束ねる「基本
条例」との位置付けだ。この七条
例を見て驚いた。「迷惑駐車防止
条例」「ピンクチャリ等根絶条例」
「空き缶等の散乱防止・再資源化
条例」「自転車放置防止条例」など、
いつの間にか防止条例は増殖して
いたのか。この勢いだ」と、携帯電

一日からは天神地区とJR博多
駅前を「路上禁煙地区」に指定。
条例上は二万円以下の過料を科す
こともできる。全国で初めて路上
喫煙を条例で禁じたのが東京都千

事支庁のモラル・マナー条例は、
既存の七つの条例を束ねる「基本
条例」との位置付けだ。この七条
例を見て驚いた。「迷惑駐車防止
条例」「ピンクチャリ等根絶条例」
「空き缶等の散乱防止・再資源化
条例」「自転車放置防止条例」など、
いつの間にか防止条例は増殖して
いたのか。この勢いだ」と、携帯電

話「若者の座り込み」が条例規
制され、活動員が街頭に立つ日は
そう遠くないような気がする。
条例で規制し、指導スタッフを
配置する。その手法は画一的で、
街から問いを消し去ってしまったな
いかと心配する。一方、若者らに
人気のある同市大名地区で、住民
店主らに区役所職員が協力して違
法広告物などの定期監視を行って
いる姿にはホッとさせられる。街
を守ろうとする住民の自発的な活
動に対し、行政が支援するアプロ
ーチがもつとあつてもよい。
ちなみに、歩行喫煙防止活動員
の委託料は年間五千八百万円。の
ぼり旗やポスターなどの製作費を
加えるとモラル・マナー条例関係
費は約七千八百万円に上る。モラ
ル維持のコストは高く付くという
ことか。何だか、変だ。(英)

かな振興策」策定は困難を極めていゝると筆者は痛
感している。栄村では、先に述べたように地域コ
ミュニティーの復活や無駄のない手作り公共事
業を実現しているとはいえず、村民一人当たり七
十万円の地方交付税によって村民生活が成り立っ
ているのが実情だ。それでは、自らの地域振興策
としては、どのような努力をしているのか――。
これが筆者の次なる関心事となつた。

行政から自立した振興公社経営へ

村が寄付金五千万円により、勸業村振興公社を
設立したのは八六年。公社はそのうち三千万円を
基本財産(固定資本)、二千万円を毎年の運転資
金としている。地域振興に関する公社を持つ自治
体は全国数多く、行政職員を派遣し、毎年の一般
会計から人件費を含む多額の運転資金を投入して
公的機関化しているところが多い。しかし、特記
すべきは、栄村では、①一般会計からの支援は一
切せず②行政からの人的派遣もなく③人件費もす
べて公社で稼ぐ……など、厳しい民間経営を实践
している点である。「村の職員が一人でもいゝると、
職場の意識が役人的になる」「自分の生活費は自
分で稼ぐ」という意識に基づき、五年前から経営
方針を切り替えた。公社は、温泉宿やキャンプ場
など村の七つの観光施設の運営を担っており、正
職員十六人と臨時職員九人は、すべて公社の裁量
で雇用している。
各施設への入り込みや経営の状況は、「いやん

図表3-6 栄村振興公社が及ぼす
村内経済波及
(2002年度 上半期)

	計		
	村内	村外	
消耗品費	2,489,672	4,173,267	37%
			63%
	計	6,662,939	
飲食材料費	12,379,944	11,133,247	53%
			47%
	計	23,513,191	
売店材料費	8,898,174	8,792,441	50%
			50%
	計	17,690,615	
光熱水料費	6,293,306	8,387,440	43%
			57%
	計	14,680,746	
租税公課費	203,223	0	100%
			0%
	計	203,223	
人件費	56,224,360	0	100%
			0%
	計	56,224,360	
その他	3,745,240	18,452,665	17%
			83%
	計	22,197,905	
計	90,233,919	50,939,060	64%
			36%
	計	141,172,979	

公社総経費141,172,979円のうち64%の90,233,919円を村内消費としている。
(1戸当たり98,080円 1人当たり33,381円)

べだのし(良いお天気ですね)」という公社発行の簡易な機関紙に掲載され、全戸に配布される。どの施設に観光客が来ているか(頑張っているか)、売り上げが目標に達しているか(頑張っているか)、村民に丸見えになる。また、機関紙では入り込み客数増減の「背景」や「理由」も分析され、今後、村の観光政策がどうあればよいかという考えや方向性が示される。

地域振興や地域創りに関して、専門機関紙の必要性を重視かつ実践している筆者は、一目見て同公社の簡素な広報を気に入った。それは、地域振興や地域創りの分野は、筆者が書籍や過去四回にわたる本誌の連載で書いてきたように、もはや行政が先導して旗を振る時代ではないからだ。ただ、「では民間主導でやろう」といっても、観光業者、

農漁業者、宿泊施設、商店・飲食店、すべての住民に「こんな地域にした」という共通の想いやイメージがなければ、優れた観光地は形成されることはない。そこで、機関紙の役割が重要になるのだ。

筆者は、①地域創りを行政に依存しない(行政は黒子)②地域住民みんなの「危機感や問題意識」

「目標・将来像イメージ」の共有化を図る③継続的に住民の関心を地域に向ける④プロフェッショナル(専門的)な情報を共有することで意識の醸成を図る……ことが基本と考えている。今日の地域創りで重要なのは「地域についての危機感や問題意識の共有」であり、これまで地域や組織内では「問題点は伏せるのが美德」とされてきた日本人特有の意識の改革が急務だ。そのための専門ニュースが大切なのであり、もはや単なる地域創りの「取り組みの紹介」では、地域の発展は望めない。

◆地域情報には、地域を経営するという総合的かつ組織横断的な視点を入れる。

◆外部の目から見たドライな分析を行い公開す

る(地域の問題点を明確に指摘する)。

◆経営的に自立した機関が、中立的な判断で情報を構築する(特定の既得権益や価値観を排除する)。

……ことを心掛けることが大切だ。栄村の「いやんべだのし」は、簡素ながら、それらの基本的な条件をクリアする心意気があると筆者は直感した次第である。

外貨獲得への、さらなる挑戦を!

さらに、地域自立のために栄村公社が果たしている大きな役割がある。それは、宿泊施設の食材には「地のモノ」を使い、施設の日用雑貨や消耗品は地元商店から買うことで、「地産地消」の仕組みや「循環型経済」を回す役割だ。実際、人件費(雇用)を含め、公社が使った経費の65~70%が村内で消費されている(図表3-6)。世界的にスローフードやスローライフが脚光を浴び、日本でも農業や水産業の生産者と消費者をつなぐ流通システム改革として、「地産地消」の動きが高まっている。建設業やサービス業も地元業者を優先する。脱・中央志向の流れも、もはや止められない。そうした潮流にあって、雇用も生産・消費も地域内で循環させ、地域内にお金を落とす努力をするのは、地域自身が自律的に生き延びるための当然の策である。

しかし、筆者はあえてプランナーとして、「循環型経済」の問題も提起してみたい。それは、

「地域に落ちるお金」が外貨(地域外からのお金)ならよいが、地域内の人とモノの循環だけでは、いずれ衰退を免れないということである。観光客は、ユニークで優れた観光資源やサービスにこそ対価を払いたい。だから、そこにしかない「地のモノ」「郷土料理」という付加価値を持つものでもてなすために、土地の農業者や漁業者から食材を買い、料理で「勝負する」のは基本策である。しかし全国的に見て、「循環型経済」の問題は小売業が抱えていることが多い。例えば、「生活雑貨を高齢者家庭に届けるサービス」と一体化した小売業ならば福祉という付加価値あり、評価できる。しかし、卸売業者から仕入れた商品を単に小売りする商店から、公社が運営する全観光施設の雑貨や必需品を購入するのはいかがなものか? 「必ず買い上げてもらえる」という甘えの意識は、小売業者のコストを下げたり、サービス意識を向上させたりすることはないのである。

この場を借りて厳しさを言うが、栄村振興公社がホンモノの「地域経営」を目指すならば、村の人たちを「地域外の冷たい風」にさらすことも大切だ。価格競争の意味も理解した上で、ホスピタリティー(もてなし)や付加価値の「質」で地域外とも真剣勝負する……という厳しい選択をしない限り、真の地域の自立・振興は叶わない。筆者が提言してきた「地域経営」とは、そうした産業者や観光業者や住民や行政の「覚悟」の上にか、もはや、成り立たないのである。努力して

いる栄村だからこそ、さらなる挑戦に期待と応援をしたいと思います。

栄村の自治に思う

栄村も、市町村合併の大波を避けられず、目下、村の行政当局は、従来の八課を総務、住民生活、産業建設の三課に統合し、住民による地区自治組織との連携の在り方を模索する日々だ。しかし、どういう選択をするにせよ、危機感から地域福祉を復活させ、手作りのまちづくりを行い、地域経済の自立を目指したこの十年間の「地域ぐるみ」の取り組みの価値は、村民の「こころ」から消えることはない。

小さな村が、村の存続のために、誇りを懸けて自分たちの将来を考えている……。栄村からは、小さな町村が生きたための「知恵」と「勇気」と「意地」を覚えてもらった。「行政サービスもお金で買える」という時代が終わりつつある日本社会では、栄村の地域福祉への取り組みは、心温まる、将来への希望を持てる事例だ。また、栄村の「身の丈」公共事業では、受益者負担の考え方が明確であることも評価すべきだ。むしろ、都市部の生活者ほど、「多額に納税しているから」と大規模公共事業に慣れ、下水道一本、道路一本を整備することの「重み」を見失っているようである。

「都市が失った多様な価値」を、日本は今、山村や離島といった過疎地に見いださなくてはいけないのかもしれない。



霞が関 企業誘致のアドバイス(経済産業省)

都道府県を対象とした地域の工場適地を決める毎年恒例の調査作業が十月から本格化する。来年三月末の決定となるが、工場適地の申請が認められると、都道府県は国からの税制上の優遇措置などが受けられる。地域経済産業政策課によれば、国が認めた土地ということ、都道府県は企業誘致のPRに役立っているという。

ただ、回課の中堅は「工場適地になった場所が十年たつても開発されず、周辺が住宅地になってしまっているケースがある」と、負の側面も指摘する。その上で、「自治体によるスクラップ・アンド・ビルドが必要」と主張し、都道府県には市町村の都市計画の見直しや企業ニーズの再調査を経た上で申請してもらうことを願っている。

また、自治体側には、大企業の工場を誘致してから地域の産業集積を図りたいという意向があるようだが、先の中堅は「まず、地域で得意な技術を持つ産業を集積し、周辺環境を整えてから誘致する方法もある。今は、独自の税制上の優遇措置はどこの都道府県もやっているから、むしろ、こっちが効果的な」と語っている。